

通級指導教室

週1、2回程度通級し、専門的な指導を受けることができます。

〈対象者〉 通常の学級に在籍していることば、きこえ、発達の障がい等で支援が必要な児童生徒

〈問合せ〉 教育センター ☎45-1116

特別支援学校就学費補助金

公立の盲・聾・特別支援学校に通学する児童生徒(園児)の保護者の経済的負担を軽減するため、補助金を交付しています。補助額は、年額48,000円です。ただし、年度途中の入学の場合は月割になります。



〈対象者〉 公立の盲・聾・特別支援学校に通学する児童生徒(園児)の保護者

〈問合せ〉 教育総務課 学事係 ☎45-1118

特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助しています。



〈対象者〉 ・市内小中学校及び義務教育学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者

・市内小中学校及び義務教育学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者

〈問合せ〉 教育総務課 学事係 ☎45-1118

8 ひとり親家庭のために

ひとり親で育児をされている方に対する支援については、各制度によって対象が異なる場合があります。手続もれのないように、制度をしっかりとチェックしておきましょう。

ひとり親家庭
への支援



ひとり親で子どもを育てる家庭へ

児童扶養手当

父または母や両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の安定と自立の促進を目的として、次の金額が支給されます。ただし、所得制限があります。



〈対象者〉 18歳になった最初の3月31日に達するまでの児童(政令で定める程度の障がいの状態にある児童については20歳未満)を監護する父または母、または、父または母が監護しない場合において養育する養育者

〈問合せ〉 子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の父、母、養育者とそれらの児童等の医療費の自己負担額から次の一部負担金などを差し引いた額が助成されます。ただし、所得制限があります。



〈対象者〉 18歳になった最初の3月31日に達するまでの児童(政令で定める程度の障がいの状態にある児童については20歳未満)を監護する父または母、または、父または母が監護しない場合において養育する養育者とその児童

〈一部負担金〉 ・通院 1日につき 530円 (医療機関ごと 月4日まで、5日目以降無料)

・入院 1日につき 1,200円 ・訪問看護 1日につき 250円 ・調剤 一部負担金はいただきません。

〈問合せ〉 子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113

高等職業訓練促進給付金等支給制度

市内にお住まいのひとり親家庭の父または母が、看護師や介護福祉士、保育士などの専門的な資格を取得するため、6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のため、訓練促進給付金が支給されます。また、進級時には進級支援給付金、修了時には入学当時の負担を考慮した修了支援給付金も支給されます。



※就学の概ね1か月前に、事前相談が必要です。

〈対象者〉ひとり親家庭の父または母であり、次の全ての条件を満たす人

- ・児童扶養手当の支給を受けているかまたはひとり親家庭等医療費助成を受給しているか
若しくは同等の所得水準であること(所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。)
- ・養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
- ・過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けていない人

〈対象資格〉看護師 ・歯科衛生士 ・介護福祉士 ・美容師 ・保育士 ・社会福祉士 ・理学療法士 ・製菓衛生師
・作業療法士 ・調理師
・その他、上記に準じ、教育委員会が地域の実情に応じて定める資格

〈問合せ〉子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113

自立支援教育訓練給付金制度

市内にお住まいのひとり親家庭の父または母が就職に有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部が給付されます。



※対象講座を受講する概ね1か月前に、事前相談が必要です。

〈対象者〉ひとり親家庭の父または母であり、次の全ての条件を満たす人

- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者であること
- ・過去に教育訓練給付金を受けていない人

〈対象講座〉雇用保険法による給付訓練給付の指定教育講座 ・地域の実績に応じ教育委員会が定める講座

〈問合せ〉子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭、寡婦の方の経済的な自立や、扶養している児童等の福祉の増進を図るため、福祉資金の貸付を行っています。



〈対象者〉ひとり親家庭の父または母、寡婦の方又は児童等

〈問合せ〉三条地域振興局健康福祉環境部 地域福祉課 ☎36-2232